

令和5年度第2回総合計画審議会 委員質問・意見と事務局回答

委員名	質問・意見	回答	関係部局
西尾委員	<p>総合計画なので総花的にならざるを得ないがアンケートの結果をどう分析したのか。そこから出てくる課題、課題解決のための優先度がひと目で分かるありがたい（詳細でなく概括的に把握したほうがよい）。</p>	<p>今回の審議会におきましては、市民アンケート調査結果の速報値として、分野ごとの市民の皆さんの満足度・重要度をお示ししております。</p> <p>現在、各種アンケート調査結果の分析作業を進めており、次回の審議会において、結果から見える課題や目指すまちづくりの姿について協議していただく予定です。</p>	企画部
西尾委員	<p>人口減の中で、今後を見据えた「戦略プロジェクト」は。 認知度向上のための戦略は奏功しているか。</p>	<p>人口減少、少子化・高齢化の進展に即したまちづくりが必要であり、資料3の『人口』の今後の方向性として、「出生率の向上」「若年者の転入増加・転出抑制」「効果的な移住・定住促進」「働く場の確保・所得の向上」等を位置づけております。</p> <p>現行の第六次総合計画におきましては、将来都市像の実現に向け、重点的に取り組む施策・事業を重点戦略として位置づけ、取組を進めてまいりました。</p> <p>次期総合計画におきましても、重点的に実施していく施策・事業が明瞭となるよう実施計画策定の中で検討してまいります。</p> <p>なお、これまでも本市の魅力や居住地を選ぶ際に有益な情報の発信に努めてきたところであり、一定の移住・定住の促進につながっているものと考えております。</p>	企画部
西尾委員	<p>市民にも分かりやすくイメージ化できる戦略的な体系のようなものはできないか。</p>	<p>次回以降の審議会におきまして、課題や市民の意向を踏まえた目指すまちづくりの姿を整理した上で、基本構想の骨格について体系的にお示ししていく予定です。</p>	企画部
西尾委員	<p>市民協働部はまだ日が浅く、認知度が低い。今後の地域づくり、活性化は協働なくしてはありえないと思うが対策は。</p>	<p>市では、まちづくり基本条例を制定し、「協働」の定義を明確にするとともに、全庁的に市民、大学、企業や広域連携等、様々な形での協働事業に取り組んできました。</p> <p>近年、人々の価値観やニーズの多様化、複雑化、人口減少が進み、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難となってきています。このような中、地域課題や市民ニーズに迅速・的確に対応していくために、協働の重要性が高まっております。</p> <p>こうした観点も踏まえ、資料3の『計画の推進方策』の今後の方向性として、「他自治体や事業者との連携強化」「自分ごと化の推進」「地域で活躍する人材の育成・支援」「住民等と行政の協働・共創による地域づくり」を位置づけているところです。</p> <p>今後、これまでの協働にかかる取組の検証を行いながら、防災や福祉、健康、環境等、様々な分野において、さらなる協働の深化に努めてまいります。</p>	市民協働部
西尾委員	<p>情報発信は重要であるとする。外向けの発信（市外・県外の住民へ）と内向き（羽島市民へ）の発信とは質が異なるはずであるが、仕分けして検討したらどうか。</p>	<p>資料3の『III産業・交流』の今後の方向性として、「市の魅力の発信」、「計画の推進方策」において、「市民への説明責任の徹底」「自分ごと化の推進」「様々なツールを活用した情報発信」等を位置づけており、正確な情報発信は重要であると考えています。</p> <p>委員のご意見にありますとおり、情報の受け手となる対象に応じた情報発信を行うため、市の公式LINEでは市内・市外を区分けしており、また、12月に予定している市ホームページのリニューアルにおいては、市民向け・市外向けを区分けし、分かりやすい情報発信を行う予定です。</p> <p>今後も、情報の受け手となる対象に応じた効果的な情報発信に努めてまいります。</p>	市長室
川合委員	<p>社会福祉法に基づき、重層的支援体制を整備することにより、高齢・障害・子ども・生活困窮など分野を越えた包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みが必要であるとする。</p> <p>①各分野を越えた包括的な支援体制を創るため、「重層的支援体制整備」に関わる記載が必要。</p> <p>②上記の整備充実を図るため、以下に関わる記載が必要。</p> <p>子ども子育て→子ども家庭総合支援拠点の整備</p>	<p>高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といったそれぞれの分野において、相談支援業務に取り組んでおりますが、複合化・複雑化した課題・問題については、包括的な支援体制が必要となっております。</p> <p>また、改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置が努力義務とされております。</p> <p>こうした観点も踏まえ、資料3の『I子育て・学び』の今後の方向性として、「子どもを産み育てやすい生活環境づくり」、「II健福祉・医療」において、「誰も取り残されない持続可能な社会の形成」「福祉サービスの充実」を位置づけているところです。</p> <p>今後、この方向性に基づく具体的な施策として、実施計画策定の中で検討してまいります。</p>	健幸福祉部